

遠賀町男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第23条）

第3章 男女共同参画苦情処理・救済委員（第24条—第31条）

第4章 苦情及び救済の申出の処理（第32条—第39条）

第5章 男女共同参画審議会（第40条—第45条）

第6章 雑則（第46条）

附則

私たちが住む遠賀町は、悠久の遠賀川に生まれ、おだやかな田園風景が広がる環境のもとで、自然とゆとりを大切にしながら発展してきました。

我が国は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付けています。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、国際社会における取組と連動した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や「男女共同参画社会基本法」の制定など、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきました。

一方、性別によって役割を固定的にとらえる考え方が依然として残っており、遠賀町も例外ではありません。本町では、すべての人が、性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し、あらゆる分野に参画し活躍できる活力あるまちを目指し、様々な取組を行っているところですが、なお一層の努力が必要です。

ここに、すべての人が、その個性と能力が尊重され、自らの意思で多様な生き方を選択し、心豊かに生きることができ、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、遠賀町（以下「町」という。）における男女共同参画社会を実現するため、町、町民、議会、自治組織、教育に携わる者及び事業者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別にかかわらず、すべての人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する活力ある町づくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に居住、通勤、通学する者又は町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (3) 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (4) 教育に携わる者 町内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (5) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人（個人事業主を含む。）及び団体をいう。
- (6) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別によって役割を固定的に分けようとする意識のことをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力又は虐待（子どもを巻き込んだ暴力を含む。）をいう。

- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (9) 積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (10) ワーク・ライフ・バランス すべての人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、性にかかわらず、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。
- (4) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、職域、学校、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (5) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。
- (6) 教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されなければならない。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民、議会、自治組織、教育に携わる者及び事業者等（以下「町民等」という。）と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 4 町は、町民等の模範になるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(議会の責務)

第6条 議会は、基本理念に基づき、男女共同参画の積極的な推進に努めなければならない。

(自治組織の責務)

第7条 自治組織は、地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育において、男女共同参画の積極的な推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第9条 事業者等は、その事業活動が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、男女共同参画を積極的に推進しなければならない。

2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者等は、雇用の分野において、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家庭生活を両立できるよう就労に関する条件及び環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

4 事業者等は、その就労者に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(性を理由とした人権侵害の禁止)

第10条 すべて的人是は、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的行為を行ってはならない。

2 すべて的人是は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第11条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現又は過度に性的な表現を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本計画等)

第12条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ遠賀町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

4 町は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町における男女共同参画推進の取組)

第14条 町は、男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用に努めること。

(教育の充実)

第15条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めなければならない。

(家庭生活との両立支援)

第16条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職域、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 町は、職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めなければならない。

(自治組織への支援)

第17条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(事業者等への支援)

第18条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(農業者及び自営業者への支援)

第19条 町は、農業及び自営の商工業分野において、経営その他方針の立案及び決定の場に男女が対

等な構成員として参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(調査研究)

第20条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(施策等の提案)

第21条 町民等は、町が実施する推進施策等について、町に提案することができるものとする。

2 町は、提案された男女共同参画施策等について、遠賀町男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 町は、提案された男女共同参画施策等について、男女共同参画推進のために有効と認める場合は、その実施に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 町は、男女共同参画推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(相談窓口の設置)

第23条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置するものとする。

第3章 男女共同参画苦情処理・救済委員

(男女共同参画苦情処理・救済委員の設置)

第24条 町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害（以下この章及び次章において「人権侵害」という。）を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員（以下「苦情処理・救済委員」という。）を置く。

(定数等)

第25条 苦情処理・救済委員の定数は、2人とし、同性によって占めてはならない。

2 苦情処理・救済委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 苦情処理・救済委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 補欠の苦情処理・救済委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(独任制)

第26条 苦情処理・救済委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。

(責務)

第27条 苦情処理・救済委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理・救済委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第28条 苦情処理・救済委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理・救済委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理・救済委員の公正かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第29条 苦情処理・救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解職)

第30条 町長は、苦情処理・救済委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務にたえられないとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 苦情処理・救済委員として、ふさわしくない行為があると明白に認められるとき。

(関係機関等との連携)

第31条 苦情処理・救済委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県、国その他の関係機関及び民

間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第32条 町民等は、町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情処理・救済委員に対し、苦情を申し出ることができる。

2 町民は、町又は町民等から人権侵害を受けたときは、苦情処理・救済委員に対し、救済を申し出ることができる。

(苦情処理・救済委員の処理の対象としない事項)

第33条 前条の規定による苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理・救済委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中である事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項

(4) 苦情処理・救済委員が既に苦情等の処理を終了した事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理・救済委員が処理することが適当でないと認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これをすることができない。

(調査)

第34条 苦情処理・救済委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

2 苦情処理・救済委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、関係資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 町は、前2項の調査を拒んではならない。

4 苦情処理・救済委員は、町民等に対して第1項及び第2項に規定する調査を行なう場合は、あらかじめ調査協力の同意を得なければならない。

5 町民等は、第1項及び第2項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

6 苦情処理・救済委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(施策等に関する苦情の処理)

第35条 苦情処理・救済委員は、第32条第1項の規定による苦情の申出があった場合において、調査結果に基づき、町の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告（以下「是正等勧告」という。）することができる。

2 苦情処理・救済委員は、前項の是正等勧告の決定をするときは、合議しなければならない。

3 町は、第1項の是正等勧告を尊重しなければならない。

4 苦情処理・救済委員は、改善されていないと認めるとき、又は必要と認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。

5 苦情処理・救済委員は、第1項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 前項の公表に当たっては、個人情報保護等の人権に必要な配慮をしなければならない。

(救済勧告)

第36条 苦情処理・救済委員は、第32条第2項の規定による救済の申出（町に係るものに限る。）があった場合において、調査の結果に基づき、町が人権侵害を行ったと認めるときは、町に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講ずるよう勧告（以下「救済勧告」という。）をすることができる。

2 苦情処理・救済委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。

3 町は、第1項の救済勧告を尊重しなければならない。

4 第1項の場合において、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、前条第4項及び第5項の規定中「是正等勧告」とあるのは「救済勧告」と読み替えるものとする。

(町以外のものによる人権侵害の救済措置)

第37条 苦情処理・救済委員は、第32条第2項に規定する救済の申出（町に係るものを除く。）があ

り、調査の結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行い、救済の申出に係る状況を是正するため、町長に報告し、町長が改善のための意見表明及び要請を行うよう求めることができる。

2 前項の場合において、苦情処理・救済委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 苦情処理・救済委員は、第1項の規定による意見表明及び要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による意見表明及び要請の求め並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、苦情処理・救済委員の合議によらなければならない。

(町長の要請及び公表)

第38条 町長は、前条第1項の規定による意見表明及び要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための意見表明及び要請を行うことができる。

2 町長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害の状況について必要な事項を個人情報保護等法に配慮した上で公表することができる。

3 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る町民等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情処理・救済委員の発意による苦情の処理等)

第39条 苦情処理・救済委員は、第32条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、町に通知のうえ調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、町に係るものに限る。

2 前項の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

3 町は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。

4 苦情処理・救済委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。

5 苦情処理・救済委員は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を決定するときは、合議しなければならない。

6 苦情処理・救済委員は、第1項の是正等勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、これを公表しなければならない。

7 苦情処理・救済委員は、第1項の救済勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。

8 前項の公表に当たっては、個人情報の保護等法に必要な配慮をしなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(遠賀町男女共同参画審議会の設置)

第40条 町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、遠賀町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第41条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 町長の諮問に応じて、基本計画の策定及び変更に関して調査審議し、意見を述べること。

(2) 基本計画に基づく施策の実施状況について報告を受け、必要に応じて、町長に意見を述べること。

(3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して調査審議し、町長に意見を述べること。

(組織等)

第42条 審議会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) 町民

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

(会長及び副会長)

第43条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第44条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第45条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。